

## つくば市公式ウェブサイト広告掲載に関する要項

(平成18年3月1日市長決裁)  
(平成23年7月12日一部改正)  
(平成24年3月7日一部改正)  
(平成25年2月1日一部改正)  
(平成27年4月1日一部改正)  
(平成29年4月1日一部改正)  
(平成30年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市公式ウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）における広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ウェブサイトに掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の内容)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業に係るもの
- (2) 政治性又は宗教性のある宣伝に係るもの
- (3) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織に関するもの
- (6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (7) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現により誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (8) 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない事業者によるもの
- (9) その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置は、市ウェブサイト内の市長が定める位置とする。

2 市ウェブサイトデザインの仕様変更等や既存の広告が取り下げられること等に伴い、掲載位置又は広告の並び順は変更されることがあり、そのことに対し、広告掲載者からの個別の要望には応じないものとする。

3 広告の掲載枠数は、最大15枠とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 高さ 60ピクセル
  - (2) 横幅 150ピクセル
  - (3) ファイル容量 4キロバイト以内
  - (4) ファイル形式 GIF又はJPEG形式
  - (5) 文字色と背景色のコントラスト比 「4.5:1」 以上を確保（文字が縁取り文字の場合は、文字色と縁取り色のコントラスト比について同様）
- 2 前項第4号において、画像は静止画であるものとし、アニメーションGIF画像又は透過GIF画像は不可とする。

（広告掲載の申込み）

第6条 新たに広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、既に掲載されている広告の枠数が第4条第3項で定める枠数より少ない場合に限る。つくば市公式ウェブサイト広告掲載申込書（様式第1号）（以下「広告掲載申込書」という。）に、必要事項を記載して、市長に申し込むことができるものとする。ただし、広告掲載申込書は広告掲載希望日の2週間前までに提出するものとし、広告掲載開始希望日は、広告掲載申込書提出日から2か月以上経過した日としてはならない。

2 既に市ウェブサイトにはバナー広告の掲載を行っている者で、広告掲載期間満了に伴い、掲載期間満了日の翌日から継続での掲載を希望するものは、広告掲載申込書に必要事項を記載して、広告掲載期間満了日の1週間前までに、市長に提出しなければならない。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、代理での広告掲載申込み、複数年度に渡る期間の広告掲載申込み又は複数枠の広告掲載申込みは行うことができないものとする。

4 広告掲載希望者が申し込むことのできる掲載期間は、掲載開始希望日から、掲載開始希望日が属する年度の6月、9月、12月、3月のいずれかの末日までに限るものとする。

5 第1項の規定により広告掲載の申込みを行う者は、バナー広告の画像データを前条に規定する規格に合わせて広告掲載希望者の負担で準備の上、広告掲載申込書と併せて、外部記憶媒体（ディスクメディア等）により提出するものとし、提出された媒体は返却しないものとする。

（広告掲載の決定）

第7条 広告掲載申込書が提出された場合、市長は、この要項の規定に適合しているかどうかを審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告の掲載をすること又は掲載をしないことを決定したときは、つくば市公式ウェブサイト広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に通知するものとする。

3 広告掲載希望者の数が募集数を超えたときは、次の順位により決定する。この場合において、順位が決まらない場合は、抽選によるものとする。

(1) 前条第2項の規定により広告掲載申込書を提出した者

(2) 広告掲載申込書の受付日の早い順

(3) 掲載希望期間の長い順

(4) 掲載開始希望日の早い順

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載料は、1枠当たり月額52,000円とする。

2 広告掲載料は、掲載の決定通知後、市長の指定する期日までに一括全納するものとし、原則として市の指定する納付書により支払うものとする。

3 広告掲載料は、広告掲載開始日が属する月から発生するものとし、金額について日割計算は行わないものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。この場合、広告掲載料が納付されている場合でも、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(1) 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が、市長の指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主、広告内容又はリンク先の内容等が、各種法令又はこの要項に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき。

(3) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(4) その他市ウェブサイトへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告内容等の変更)

第10条 広告主は、申込みした広告内容の変更を希望する場合、変更希望日の1週間前までにつくば市公式ウェブサイト広告掲載内容変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、掲載期間の変更は行うことはできないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は自己の都合等により、市ウェブサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、取下げ希望日の1週間前までにつくば市公式ウェブサイト広告掲載取下申出書（様式第4号）により市長に申し出なければならない。

3 広告主は、第1項の規定により掲載を取り下げた場合は、掲載枠をつくば市に返還するものとする。

- 4 第1項の規定により広告掲載が取り下げられた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、次条第1項第2号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告掲載が決定した後、次の各号のいずれかに該当する場合は各号に記載される月数分、広告掲載料を還付する。

- (1) 広告主の責めに帰さない事由により、1か月のうちで15日間以上掲載が予定されている場合であって、15日間以上広告が掲載できなかつたとき。該当する月数分
  - (2) 第7条第2項の規定により通知された掲載期間内において、第5条第1項及び第2項に規定する規格等が変更される場合に、前条の規定により、変更日が属する月から掲載を取り下げるとき。変更日が属する月から決定されていた掲載期間の終了月分まで
- 2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。
- 3 第1項の規定による還付を受けようとする者は、つくば市公式ウェブサイト広告掲載料還付請求書(様式第5号)に掲載料を納付したことを証する書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による請求に対し掲載料を還付する旨又は還付しない旨を決定したときは、つくば市公式ウェブサイト広告掲載料還付承認・不承認決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(広告内容の責任)

第13条 広告の内容及びリンク先におけるウェブサイトの内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、つくば市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、市ウェブサイトの広告掲載について疑義等が生じた場合は、市長の決定によるものとする。

附 則

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年7月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年3月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要項の施行に関し必要な行為は、この要項の施行の日前においても行うことができる。